

○厚生労働省告示第二百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その名称、住所、試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の氏名又は名称の変更

登録番号	変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	変更年月日
一三二九	富山県薬事研究所	富山県薬事総合研究開発センター	平成三十年四月一日

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の住所の変更

登録番号	氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
------	--------	--------	--------	-------

規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の試験検査を行う事業所の所在地の変更

一八二	一般財団法人ボーケン品質評価機構	大阪府大阪府中央区上町一丁目十八番十五号	大阪府大阪府港区築港一丁目六番二十四号	平成三十年四月九日
登録番号	氏名又は名称	変更前の試験検査を行う事業所の所在地	変更後の試験検査を行う事業所の所在地	変更年月日
一八二	一般財団法人ボーケン品質評価機構	大阪府大阪府中央区上町一丁目十八番十五号	大阪府大阪府港区築港一丁目六番二十四号	平成三十年四月九日